

# 疋田教諭分限免職取消訴訟ニュース No.14 2009/9/7

(付録編 別紙もあります)

第 11 回審理(2009 年6月22日)報告  
(第 11 回審理傍聴者の感想他は付録編をご覧ください)

第 11 回審理後の報告会の様子  
研究集会での報告

第 12 回審理(2009 年 8 月 17 日)報告  
第 12 回審理後の宣伝活動の様子  
第 12 回審理後の報告会の様子



○次回 第 13 回公判は9月9日(月)午後4時半～527号法廷です。  
公判のあと報告会を午後5時半～7時半、エデュカス(全教会館)地下会議室 B で行います。  
こさらも是非、ご参加ください(地図は末尾参照)。

## 第 11 回審理報告(2009 年 6 月 22 日)(527号法定) 午前 10 時～午後 4 時

長時間にわたる証人尋問…次々明らかにされる事実、満杯の傍聴席からどよめき!!!

第 11 回審理は、2009 年 6 月 22 日(月) 午前 10 時から 4 時までと長丁場の証人尋問でした。  
被告側 3 人、当時小平 5 中校長、澤川氏、当時小平教頭、岡崎氏、当時東京都教育委員会人事部  
次席管理主事、佐藤氏の 3 人が証人尋問を受けました。いずれも、人事委員会のときに証人尋問を  
受けた方たちです。

当日は雨。さらに朝、地下鉄有楽町線で事故があり、交通が乱れて、原告疋田教諭、津田弁護士  
も若干送れて到着。審理開始時には傍聴席はまばらでした。しかし、疋田教諭、津田弁護士到着後  
はほどなく傍聴席はうまり、尋問ごとの休憩、昼休みを挟んでも、終始、ほとんどの席が埋まって、  
熱気に包まれた審理となりました。

午前中は澤川元校長、午後は岡崎元教頭、休憩を挟んで佐藤元都教委人事部次席管理主事の証人  
尋問が行われました。

はじめに主尋問として被告側が尋問を行いました。被告都教委側弁護士は、今回の証人は人事  
委員会でも証人に立った人たちなので特に聞くこともない、短い時間で終わらせましよう打ち出  
し、事前に提出されていた陳述書の基調をいう、被告側からはほんの少し尋問すればいいという主  
張でした。事前にだされた被告側証人 3 人それぞれの証人尋問は、疋田教諭は「うそつき」で、ま  
た大きな声を上げて暴言を吐き、常識を欠いた反抗的な人物として描くことに終始し、さらにこの  
裁判を通じて、疋田教諭がさらに嘘をつき続け、自分たちは傷ついたというようなニュアンスまで  
書いていましたが、主尋問の基調はそのスタイルを強調するものでした。

一方、原告側弁護士による反対尋問では、3 人の証人それぞれにおいて、驚くべき事実が明らか  
になり、疋田教諭への差別的な管理対応が明らかになったとき、また、証人たちが「嘘」について  
いる点を、ごまかしが通らないまでに追い込み、証人がしどろもどろの非常識な答弁をしはじめた  
ときなどには、傍聴席から大きなどよめきがおこりました。

福島弁護士の尋問は、被告側がもともと処分を目的に事故「調査」を展開したこと、その異常な  
「調査」過程で疋田教諭を精神的に追い込んでいき、とくに「体罰」問題では、もっとも大事な、  
教師と子ども及びその保護者との関係を返って悪化させ、その上で、それを処分理由にしていって  
こと、そういう、疋田教諭への攻撃の手法を証拠づける土台となる「証言」を浮き上がらせていき、  
証人は返答できず、ごまかしきれなくなるという場面もありました。

津田弁護士は、その流れをフォローしながら、「分限処分」という処分方法の問題性を前提に、被告側がこの処分を決める前に踏まえなければならないことをきちんと踏まえずに処分したということ - つまり教師の適格性を判断するなら、当然、教師の「悪い」部分だけについて証拠を集めて判断するのではだめで、教師として評価される部分をきちんと踏まえて判断しなければならないという点を全く踏まえず、調査せずに、処分を決めてしまったという問題性をつよく追求されました。そして福島先生、津田先生の尋問の流れを受けるかのように、裁判官は、原告側による反対尋問への答弁の中で証人が語ったことを受けて、「研修成果」を踏まえないことを前提にした「研修」実施という不自然さ、懲戒処分から分限処分に切り替えていく重要な契機となったと証人側が述べる「要望書」について、その内容を、「要望書」そのものの妥当性も含めて、きちんと客観的に調査せず、極めて恣意的に利用し、その一部のみについてしか調査していない点等々の問題を突いて尋問し、証人はその尋問に答えることができなかったのです。

## 第 11 回審理後の報告会

報告会は午後 6 時からエデュカス（全教会館）で行いました。

審理は午後 4 時半に終了でしたので、間の時間が空いてしまい、また会場も裁判所から少し離れていたこともあり参加者はあまり多くありませんでしたが、11 人の方がご参加くださいました。

・学校の中のことはなかなか外からは分かりにくい。

たとえば机の上に書類一杯なのは、生徒会等々たくさん仕事を抱えているからだ。

また、生徒会などの仕事は普通一般の教育は担当したがらない。疋田さんはそういう仕事に積極的に取り組んでいた。

まえから言っているが、部活に教員はきちんと付き添って指導すべきで、そのように生徒のことを考えてきちんと指導した後、職員室に返って事務的仕事をしている教員に対して、部活を優先するという批判は間違っている。

・疋田教諭に D 評価をつけたというが、どういうことか。

「学習指導」「進路指導」「学校運営」「その他」の積み上げということのようだが、さまざま教育活動にとりくんで、成果を挙げている教員に対して、D 評価というのは理解できない。

・校長の権限が強くなってきている。今回のように細かいところをとりあげて解雇できるということになると、校長が気に食わないと思う教師は、どんどん首にされてしまう。

・前回の審理で、疋田さんが同僚に支持されていないかのようにしい証言されていたが、何十人も教員がいる中で、多少は合わない人もいるだろうけれど、疋田さんは、自分がいっしょに働いていたときにも、研修部の主任もやって、教育内容でリ・ダ・シップをとっていたのはもちろん、教員間の親睦でも力を発揮していた。

・澤川校長が、授業のはじめに歌を歌うことを好ましくないと言っていた、教育活動とは考えないと言っていたことに驚いた。全く狭い教育観だ。

・PTA から出された「要望書」に書かれていることはうわさ話のようなものが多く、それを人事部管理主事が、そのまま処分変更の根拠にしていることに驚いた。

意見書には疋田教諭を支持するものもあったと書いているのに、それらも含めて、きちんと調査していないという回答だった。

・その「要望書」に関わって、原告側の陳述書を卒業生が書いてくれている。「要望書」に書かれていることについて、自分がそこで教育を受けた立場から分かること以外については、きちんと、調査して、虚偽を明らかにしている。民間人の方がそのようにきちんと調査して明らかにしているくらいなのに、人事部で「要望書」を書いた人たちに確認していない。

初参加の方もお二人いらして、教員に対する処分決定の過程、処分審議会のことなども話題とな

り、情報交換が行われました。

## 教育科学研究会の全国大会(8月10日)で報告しました。

2009年8月9～10日に、教育科学研究会の第48回全国大会が小田原で開催されました。この集会の第14分科会「政治と教育」の中で8月10日(月)で、支援の会として「疋田教諭分限免職処分取消訴訟の経過と意義(見えてきたこと)」<sup>1</sup>という報告していました。七生養護裁判の報告(「教育現場への『介入』『妨害』にどう立ち向かうか～七生養護学校「ここから裁判」から見えてくるもの～」)もあり、合わせて話し合いました。各地で教育実践・教師への攻撃事件に対して闘う裁判が起こされていること、裁判にいたらずに泣き寝入りさせられているケ-スも多くあるのではないかと、組織的に弱い立場の教員がタ-ゲットになっているのではないかと、個々の運動を連携していく必要があるのではないかと等々の意見も出されました。

<sup>1</sup>レジュメあります。ご希望の方はご連絡ください。添付ファイルにてお送りします。

## 第12回審理報告(2009年8月17日)(527号法定)午後1時半～

第12回審理が8月17日(火)に行われました。今回は当初、疋田教諭の尋問の予定でしたが、数日前に尋問は延期となりました。

疋田教諭からは事前に51ページに及ぶ長文の陳述書が審理の6日前に出されました。またその後12日に、被告側から二つの陳述書が出されました。一つは小平5中の保護者からのもの、もう一つは東久留米西中の保護者からのものです。二つとも「体罰」に絡めた陳述ですが、前者は処分に関わる事件に関するもの、後者は裁判になってから被告側が出してきた匿名の「告発文」でとりあげられていたもので、都教委による調査が行われていないものです(「告発文」の当該技術については、すでにその虚偽記述について、すでに文書で明らかにしています)。

こうした過程を経て、裁判所の方から、いままで裁判官一人で審理が行われていたが、今後、二人追加して合議制で審理をしたいとの連絡が入り、原告、被告ともこれを了承しました。

そこで、第12回審理(8月17日)は提出文書の確認と今後の打ち合わせを行うことになりました。

急な変更のため、ホ-ムペ-ジ、eメ-ル等でも直前の連絡となってしまいました。

当日は、傍聴に大勢の方がいらしてくださり、満席状態で、あとから入廷された方が、席を探すのに苦労するほどでした。

打ち合わせ中、被告側から、陳述書提出者の証人尋問を原告は求めないのかと、わざわざの申し出があり、とりあえず、検討するというので、次回は、その回答も含め、合議制になるので、あたらためての打ち合わせをする、ということになりました。

したがって、疋田教諭の尋問は次々回移行ということになりました。

次回は第13回審理、2009年9月9日(水)第527号法定)で、午後4時半からです。

尋問はありませんが、新しい裁判官も加わって、今後を方向づける重要な審理になると思います。多くの方に傍聴して、関心の高さをアピールしていただきたく、短時間で終わると思い留守ので、是非、傍聴をお願いいたします。

審理の後、午後5時半から、エデュカス(全教会館)地下会議室Bで報告会も行います。この間続いた証人尋問も踏まえ、今後の運動の方法など議論したいと思いますので、是非、みなさまのアドバイスをいただきたく、ご参加いただければ幸いです。

## 第12回審理終了直後のミニ報告会

審理時間が急遽短くなり、報告会の時間までに大分間が空いてしまったため、審理終了後に、大勢お集まりくださった傍聴者のみなさまに、弁護団から簡単な事情説明を行いました。

「審理が合議制になったということはどういうことか。良かったのか。」「今後どういう形で審理は進んでいくのか」「被告が出してきた陳述書をどうみるか」等、次々とだされる質問への回答他、20人以上の方々と、短時間でしたが、緊張感と熱気に溢れた意見交換が行われました。

## 第 12 回審理後の宣伝活動

僅か 10 分ほどでしたが、東京地裁前で、宣伝活動を行いました。次回の裁判チラシを容易にできませんでしたが、第 12 回審理案内の裏に裁判の内容を書いてありますので、そのチラシ（修正したもの）を配りながら、裁判の意義、不当処分撤回の必要を、4 人で訴えました。

## 第 12 回審理の報告会

弁護士会館 5 階 509 会議室で午後 4 時～6 時まで行いました。大勢の方がご参加くださいました。報告会のみのご参加の方もいらっしゃいました。特に、初めて参加された方が多く、24 名、九州、四国からのご参加もありました。以下、みなさんから出された感想・意見、それぞれからの話題提供の抜粋です。

- ・ 友人に誘われて初めて傍聴した。
- ・ 正田教諭への分限免職処分は極めて不自然だと思う。
- ・ 今、学校の中で、自由が脅かされていると感じる。定時制高校の給食費補助が削減された問題を訴えるパレードと集会を行う企画があって、生徒たちがそのチラシを学校でまこうとしたところ、問題となった。生徒たちが自分たちで、自分たちの生活をまもるために動こうとしているのに・・・。
- ・ 「教育基本法」に示されている、「教育が直接責任を負う」という部分が脅かされている。
- ・ 過去に生徒を殴ってしまった教師が、反省してその後の教育に臨む場合、やめされるのではなく、その反省を生かすことを考えてもいいのではないか。
- ・ 自分たちは「体罰」教師を守るために裁判を行っているのではない。「研修」を経て、「体罰」の問題を認識した成果を見るべきだ。
- ・ 公立学校でこのような処分がまかり通れば、市立学校では、まさに管理職からフリーハンドで解雇されることになりかねない。学校内の問題を正すために外部に訴えたところ、逆恨みになって、酷い、陰湿な嫌がらせを重ねられている。今、一人ユニオンをつくって、闘っている。ともに不当な教員統制と闘いたい。
- ・ 都教委包囲ネットで活動しているが、分限免職の問題は、公務員全体に関わる問題でもある。道州制になれば、「分限」が適応されやすくなるのではないか。
- ・ 自分はもともと、意見が分かれた場合でも、筋道を立てて話し合っていけば、誤解はとけるものだと思っていた。しかし、国家権力が関わるとそうでもないのかもしれない。先日の裁判官のドラマが印象的だった。小さい頃からずっとみてきて、教員になってからもずっとみてきて分かるが、ヒキ（正田教諭）にとって、教職は天職だと思う。それほど打ち込んでいた。それを解雇するなんて、何をみているのだろう。
- ・ 自分は 10 数年前に都の小学校でセクハラを受けた。当時、根津先生にいろいろ相談にのってもらった。結局、高等裁判所で和解となった。納得がいかなかったが、そのときの自分の事情からのまねばならなかった。
- ・ 数年前に、多摩市で、ある投書が原因で指導力不足教員にさせられそうになった。そのとき指導主事が「指導力不足教諭」がいたら情報を出すようにと子どもの家を 1 軒 1 軒回ったときいている。
- ・ 国で「子どもの徳育に関する懇談会」の審議が進んでいる。高校新学習指導要領について都教委でも動きがあり、注意する必要がある。

次回第13回審理は 9月9日(水)午後4時半～

東京地方裁判所 第527号法定 です。

是非、傍聴をお願いします。  
報告会は午後5時半～7時半、  
全国教育会館(エデュカス)です。  
地図は右記です。

### 「ジョニ-」グッズの紹介

**DVD** 支援者の方が疋田教諭の教育実践のビデオ(一部をまとめたもの)をDVDに焼いて、複製してください



ました。ご希望の方はご連絡ください。

エイズ教育の実践、性教育の実践、また理科で生徒たちが取り組んでいるマジックなど、興味深い、また感動的な内容が上手くまとめられています。

**ジョニ-Tシャツ** 支援者の方のA支援者の方3人で、3月につくりましてでお二人の支援者の方と宣伝活動に入って二着求めてくださったそうで



アイデアをもとに、事務局とた。3月28日の反貧困フェしたときに、海外の方が気す。



**ブックマ-ク(しおり)** 昨年12月、小平教員文化研究会のメンバーが「ジョニ-を学校に返せ!!!」のブックマ-クの増刷にとりくみました。使いやすさを考えて紐なしにしたそうです。みなさまのところで、使っていただけるようであれば、版下はいつでもファイルでお送りします。裁判チラシの配布、署名集めなどのときに、ご活用ください。

このほか、性教育パンフ抜粋版版もあります。

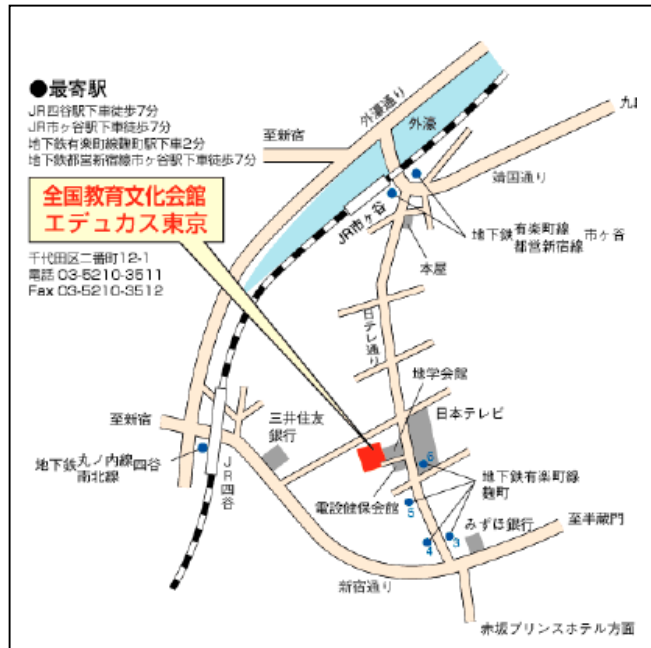
署名も継続して集めています。毎回公判のときにたくさんもってきてくださる支援者の方がおり、とてもありがたく思っています。署名集めにより、支援の輪を広げるといふことの重要性は継続して自覚させられています。

あまりお金をかけない運動を心がけていますが、カンパも送金等いただき、とてもありがたく、今後の運動に生かさせていただきたいと思っています。

陳述も、また、ホームページに掲載可能なメッセージも、続けて募集中です。

どうぞよろしくお願いたします。

また郵便振込口座・ゆうちょ銀行口座システムの変更で、「ジョニ-の会」の郵便振込口座に、他の金融機関から振込できるようになりました。



#### ●最寄駅

JR四谷駅下車徒歩7分  
JR市ヶ谷駅下車徒歩7分  
地下鉄有楽町線市ヶ谷駅下車2分  
地下鉄都営新横線市ヶ谷駅下車徒歩7分

**全国教育文化会館  
エデュカス東京**

千代田区二番町12-1  
電話 03-5210-3511  
Fax 03-5210-3512

#### 至新宿

地下鉄丸の内線四谷南北線

#### 至半蔵門

地下鉄丸の内線四谷南北線

#### 至赤坂プリンスホテル方面

地下鉄丸の内線四谷南北線

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

#### 至有楽町線

地下鉄有楽町線市ヶ谷駅

## 編集後記

第 11 回、第 12 回審理合わせての報告になってしまい、申し訳ありません。

いよいよこの裁判も山場を向かえたところで、最後の尋問直前に合議制に移行となり、弁護団としても驚いています。しかし、より丁寧に審議をしたいという裁判官の姿勢は歓迎です。なぜなら、きちんと審査していただければ、疋田教諭への分限処分が不当であることは明白だからです。

またこの裁判の重要性が認識されたのだとも受けとめています。

裁判闘争に関わって、さまざまな情報を別の県の組合から頂いてきましたが、最近、さらに他の県の教職員組合の方から、支援の会を支援する会の立ち上げるといふ、ありがたい支援情報をいただきました。後ほど、次のニュースなどで、改めてご紹介たさせていただきます。

是非、他のみなさまにおきましても、関係する運動団体等で、この裁判を支援して下さるといふ動きをつくっていただければ、この裁判の情報をその運動団体の間で回覧していただけていただいてもありがたく、署名を集めていただければなおありがたく、よろしくをお願いします。そして、そのような運動をはじめてくださったという、公開可能なメッセ - ジをいただくと、本当にありがたいです。ホ - ムペ - ジ等でこの裁判の重要性を訴えるために使わせていただきたいと思います。

2「市民活動のひろば」第 71 号 2009 年 7 月 15 日に裁判の記事を書きました。「憲法が守る、憲法を守る」シリーズの 15 回目の記事として掲載していただきました。読んでくださる方はご連絡ください。記事のペ - ジを PDF ファイルでお送りします。

3 この裁判の記事は「週刊金曜日」7 月 31 日発売号(7 頁)にも掲載されました。

これまでも、日本科学者会議東京支部通信に疋田教諭自身が記事を書いています。

今後ともよろしくご支援をお願いいたします。

疋田哲也教諭分限免職取消訴訟支援の会(ジョニ - の会) 事務局 荒井容子  
事務局 eメ - ル [yfe12833@nifty.co](mailto:yfe12833@nifty.co)

ホームページ <http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>

郵便振替口座名 疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会 別名 ジョニ - の会  
口座番号 00110-0-595335

他の金融機関から送金する場合

金融コ - ド 9900 店番 019 店名 ○一九店(セ'ロイチキウ店)

預金種目 当座 口座番号 0595335

カナ氏名(受取人名) ヒキダ'キヨウユブ'ンゲ'ンメンシヨクトリケシシヨウシエン

[ジョニ - の会の支援ホ - ムペ - ジ](#)

支援者の方による支援ホ - ムペ - ジ

<http://www.geocities.jp/coolunglasse/hiki/channel-top.html>

リンクを貼ってくださっているレイバ - ネットのホ - ムペ - ジは

<http://www.labornetjp.org/T>